

提出書類チェックリスト

建築士法第8条の2の各号のいずれかに該当することとなったとき (死亡等届)

届出者氏名: \_\_\_\_\_

連絡先: (日中連絡のつく電話番号) \_\_\_\_\_

建築士登録番号: 二級 ・ 木造 福井県知事登録 第 \_\_\_\_\_ 号

建築士登録年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

提出書類	チェック欄	
	申請者	受付
二級（木造）建築士死亡等届（様式第4号の2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
届出の原因となる事実を証する書類 <例> ① 死亡の場合：除籍の記録がわかる戸籍謄本（抄本）又は住民票(除票)の写し（原本）※発行日から3ヶ月以内のもの ② 成年被後見人又は被保佐人に該当するに至ったとき：成年被後見人又は被保佐人であることを証する登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二級（木造）建築士免許証(免許証明書)(原本)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込み、その他参考になる所見を記載した医師の診断書（建築士法第8条の2第三号に掲げる場合のみ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ① 申請は**持参、郵送（書留、レターパックプラス）**にて受付いたします。  
 ② 本人確認の為、持参される方は窓口において、公的証明書(写真が添付された運転免許証、パスポートなど)の掲示をお願い致します。

○ 建築士法（抜粋）  
 第8条の2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を、一級建築士にあっては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあっては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならない。  
 一 死亡したとき … その相続人  
 二 第7条第二号（成年被後見人又は被保佐人）に該当するに至ったとき … その後見人または保佐人  
 三 第7条第三号（禁錮以上の刑に処せられた）又は第四号（この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた）に該当するに至ったとき … 本人

受領年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受領者氏名 \_\_\_\_\_

建築士会受付

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日